

平成20年度第1回公立大学法人秋田県立大学学長選考会議  
議事録要旨

1 日時：平成20年11月26日(水) 17:10～18:10

2 会場：秋田ビューホテル 5階「百合の間」

3 出席者

(委員)

佐々木委員、渡邊委員、小林委員、佐藤委員、青山委員、吉澤委員  
小林理事長、柚原副理事長、新岡理事

(事務局)

伊藤次長、中泉チームリーダー、鈴木シニアスタッフ、畠山職員

4 議事

議長が選出されるまでの間、理事長を議長として会議が開催された。

理事長より「委員の任期が平成20年3月31日までであったため、改めて委員を選出した。新たな任期は平成20年4月1日から平成22年3月31日までである。」との説明があった。

前回学長選考会議(平成19年3月26日開催)の議事要旨の確認を行った。

(議題1) 議長の選出

委員の互選によって渡邊委員が議長に選出された。

理事長が退席し、渡邊議長が議事を進行した。

(議題2) 学長選考等規程について

事務局より、「学長選考等規程制定の根拠法令等」及び「公立大学法人秋田県立大学における学長候補者の選考、任期及び学長の解任の申出に関する規程(案)」等について説明があり、質疑応答が行われた。

1) 資料1(学長選考等規程制定の根拠法令等)については、質疑が無かった。

2) 資料2、3(公立大学法人秋田県立大学における学長候補者の選考、任期及び学長の解任の申出に関する規程(案))については、次のような質疑が行われた。

解任申出の発議を行う場合の経営協議会または教育研究協議会の議事においては、議事の運営上議長である学長は退席するか、他の委員が代行するなど工夫が必要で

ある。協議会の規則で定めるなど、支障のない取り扱いとすべきである。

学内意向投票を実施しない理由は何か。専任の教授又は准教授20人以上という推薦要件から、学内推薦者がかなり出る可能性がある。意向投票を行って、ある程度の数に絞り込む操作が必要ではないか。

#### 【副理事長説明】

開学して10年目の新しい大学であり歴史も短い。また学内制度が安定し成熟しているとは言えない時期での2期目の学長選考なので、意向投票を実施しても選考会議が踏まえるべき意見集約になるかどうか難しいと思う。次期学長選考は、学長選考会議がリーダーシップをとって決めるほうが良いと考える。

また、学内から多くの推薦が出て、それを絞り込むために意向投票を行うことは適切でないと考える。

経営協議会からそれほど推薦が出てくるかわからないが、学内の専任教員による推薦については、上限を設けるべきではない。数がある程度出てきてもやむを得ないものとして、学長選考会議で責任を持って選考するしかないと思う。

学長選考会議が起動し責任を果たすためには、書類のみによる判断ではなく、インタビューを実施すべきである。本人の意向確認や適性判断、抱負の聴取のためにも必要である。

学長が任期途中で解任となった場合、後任者の任期が前任者の任期の残余期間で、再任なしということは非常に短い期間の就任となる可能性がある。

以上の質疑の後、渡邊議長から「学長選考会議が責任を持って学長を選考するための細則を作り、その検討を踏まえて意向投票を行わなくとも合理的であれば、細則に従って選考する。解任時の後任者の任期や再任に関する部分は、もう一度事務局で検討してもらい、この会議で決めておきたい。」との提案があり、了承された。

これにより、学長選考等規程は、条件付きながら提案のとおり決定した。

- 2) 資料4(学長選考等規程実施細則)に基づき、事務局から次回の学長選考会議において、選考過程の詳細や諸様式を定めた細則を提案するとの説明があり、了承された。
- 3) 資料5(学長選考規程決定及び次期学長選考までの流れ)について、事務局から説明があり、了承された。

以上